

情報公開の歴史

- ・1766年にスウェーデンで「出版自由法」により公文書公開の原則ができた。
- ・アメリカでは1966年「情報自由法」により「知る権利」が保障された。
- ・我が国では1999年5月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）が制定され、行政文書の開示請求権を定め、政府が国民に説明する責任を負うことなどが規定された。
- ・自治体の取り組みでは、1982年3月に山形県金山町、同年10月に神奈川県が条例化したのが始まり。
- ・1999年8月現在で、47都道府県と828市町村で条例または要綱が制定されている。

配慮し、情報公開の理念を損なわないよう必要最小限の範囲で、適用除外規定（非公開情報を見せられない情報を指定する）がおかれています。

つまり、通常感覚で「他人に知られたくない個人に関する情報」は、見せないということ。

*非公開情報（個人情報）の例

個人の生命、名譽、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得などに関すること。

場合によっては「情報があるかないか」を知らせない「こと」も考えられます（例えば、生活保護を受けている人のリストなど）。

*判断基準

「個人に関する情報で、特定の個人が識別され得る情報かどうか」「それを公開することが、個人のプライバシーの侵害になるかどうか」「公開によって実現される利益と非公開により守られる利益の比較により、実質的に市民の利益になるかどうか」などがある。

留萌市情報公開条例

留萌市情報公開条例は、昨年12月に制定されました。

特徴として、①国の法律にはない「知る権利」を明記したこと、②公開の請求権を「何人」にも認めたこと、などが上げられます。他の市町村と比べると決して早

明かにすることにより、情報の共有化を進め、「市民参加による公正で開かれた市政を推進すること」が、この条例の目的です。

基本原則

①公開の原則

「市政に関する情報の共有化を促進する」という考えから、市が保有する情報は、公開することを原則とします。

ただし、例外として「非公開」とする情報は、合理的な理由のある必要最小限のものとし、

②個人のプライバシーの保護

個人のプライバシーに関する情報は、基本的人権尊重の立場から、最大限に保護します。

③公正で公平な救済制度の確立

公開請求に対して実施機関（役

所）が行った処分（非公開の決定）に関する救済については、第三者で構成する審査会を設置し、公正で公平な救済制度を確立します。

条例の主な内容

○実施機関（情報公開の対象となる市の機関）

市役所（病院事業、水道事業を含む）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、市議会

○公文書（情報公開の対象となる情報）

実施機関の職員が職務上作成し、

かったとは言えませんが、その分、今日的な課題を網羅し、充実した制度になったと言えるでしょう。この留萌市の情報公開条例の基本的な考え方（理念）と情報公開の基本原則を見てみましょう。

基本的考え方と目的

地方自治の理念は「市民主体の民主的な市政」の実現です。その



ためには、市民と市とが互いに市政に関する情報を共有することが必要です。

この「情報の共有化」を進めていくためには、情報公開制度により、広く市政に関する「知る権利」を保障し、「市の説明責任」を明らかにしなければなりません。

このように、情報公開により知る権利を保障し、市の説明責任を

または取得した文書（書類、資料など）、図画（図面など）、電磁的記録（コンピュータなどのデータなど）で、職員が組織的に利用しているものとして、各実施機関が保有しているもの。

決裁等の事務処理手続きを終了したものに限らず、実施機関で業務上必要なものとして利用され、保存されている状態のものも含む。



対象となるのは、平成12年4月1日以降の公文書。それ以前のもの、10年以上の保存年限が定められているもの。

公開

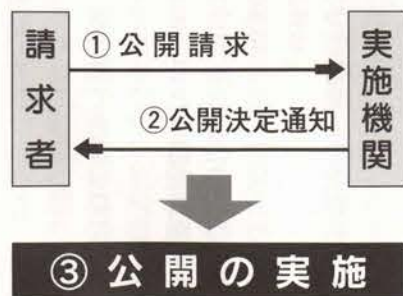
公文書を開覧させること（請求者に文書を見せること。電磁的記録の場合はプリントしたものを見せること）、視聴（ビデオテープを見せること。録音テープを聴か

特集

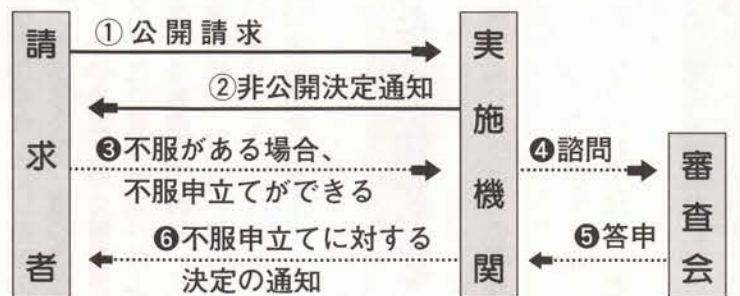
翼をください。

【情報公開制度の仕組み】

●公開の場合



●非公開の場合



特集

翼をください。

せること）、または公文書の写し（文書のコピー）を交付すること。

○請求権者の範囲

留萌市民に限らず「何人」も公開の請求が可能。

○公開請求の手續

「請求書」に氏名、住所、公開を望む公文書の名称（その内容などが分かるもの）などを記載して提出する。

○公開の義務

市が保有する情報は原則公開とする。

ただし、「法令などにより公開できない情報」「プライバシー保護の観点から、特定の個人が識別されるような情報」「公共の安全と秩序の維持に支障があると思われるもの」「意思形成過程の情報で、著しい支障が生ずると認められるもの」「他の機関との協力関係に支障が生じたり、行政運営上適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」などは、非公開情報となる場合がある。

○公開の決定・通知

基本的には、公開請求があった日の翌日から14日以内に「公開する・しない」などの決定をし、請求者にすみやかに通知する（やむを得ず延長する場合は44日まで）。「非公開」「一部非公開」などの